

(職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第一条 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和二十七年栃木県人事委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
	(夜間業務手当)	(夜間業務手当)
第二十一条	夜間業務手当は、岡本台病院に勤務し、看護等の業務に従事する看護師及び准看護師に支給する。	夜間業務手当は、次に掲げる職員に支給する。 一 岡本台病院又はどちらぎりハイビリテーションセンターに勤務し、看護等の業務に従事する看護師及び准看護師 二 どちらぎりハイビリテーションセンターに勤務し、指導及び訓練の業務に従事する生活支援員
2	前項の手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 勤務一回につき 六千八百円 二 その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である	前項の手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 前項第一号の職員 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額 イ その勤務時間が深夜の全部を含む勤務であ

場合	次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額
イ 深夜における勤務時間が四時間以上ある場合	勤務一回につき 三千三百円
ロ 深夜における勤務時間が二時間以上四時間未満である場合	勤務一回につき 一千九百円
ハ 深夜における勤務時間が二時間未満である場合	勤務一回につき 一千円

3 条例第二十二条第二項の勤務の交替に伴う事情について人事委員会が特別の考慮を必要と認める場合は、前項第一号イに掲げる場合に該当する職員のうち通勤距離が片道二キロメートル以上の職員（職員の給与に関する条例（昭和二十七年栃木県条例第一号）第十二条第一項第一号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受ける職員を除く。）が、当該深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合とし、条例第二十二条第三項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる通勤距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 二 略

場合	勤務一回につき 六千八百円
その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合	次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額
(1) 深夜における勤務時間が四時間以上である場合	勤務一回につき 三千三百円
(2) 深夜における勤務時間が二時間以上四時間未満である場合	勤務一回につき 一千九百円
(3) 深夜における勤務時間が二時間未満である場合	勤務一回につき 一千円

3 条例第二十二条第二項の勤務の交替に伴う事情について人事委員会が特別の考慮を必要と認める場合は、前項第一号ロ(1)に掲げる場合に該当する職員のうち通勤距離が片道二キロメートル以上の職員（職員の給与に関する条例（昭和二十七年栃木県条例第一号）第十二条第一項第一号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受ける職員を除く。）が、当該深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合とし、条例第二十二条第三項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる通勤距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 二 略

(初任給調整手当の支給に関する規則の一部改正)

第三条 初任給調整手当の支給に関する規則（昭和三十六年栃木県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
	（支給対象職）	（支給対象職）
第二条 略		第二条 略
2 条例第九条の三第一項第一号に規定する職は、医療職給料表(三)及び特定業務任期付職員医療職給料表(三)の適用を受ける職員の職のうち、岡本台病院に置かれる看護師の職とする。		2 条例第九条の三第一項第一号に規定する職は、医療職給料表(三)及び特定業務任期付職員医療職給料表(三)の適用を受ける職員の職のうち、岡本台病院又はどちぎリハビリテーションセンターに置かれる看護師の職とする。
2 附 則		2 附 則
2 初任給調整手当の月額は、当分の間、第六条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による支給額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。		2 初任給調整手当の月額は、当分の間、第六条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による支給額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。
一 岡本台病院に勤務する医師		一 岡本台病院及びどちぎリハビリテーションセントラルに勤務する医師（次号において「県立病院の医師」という。）

二 イ ハ 略
 二 前号に規定する医師以外の医師及び歯科医師
 四万五千円。ただし、第六条第一項の規定による支給額に四万五千円を加算した額が条例第九条の三第一項第一号に掲げる額を超えるときは、同号に掲げる額と第六条第一項の規定による支給額との差額（その差額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

二 イ ハ 略
 二 県立病院の医師以外の医師及び歯科医師
 四万五千円。ただし、第六条第一項の規定による支給額に四万五千円を加算した額が条例第九条の三第一項第一号に掲げる額を超えるときは、同号に掲げる額と第六条第一項の規定による支給額との差額（その差額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(地域手当の支給に関する規則の一部改正)

第四条 地域手当の支給に関する規則（昭和四十六年栃木県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第一条、第二条関係）				別表（第一条、第二条関係）			
都道府県	支給地域	級地	都道府県	支給地域	級地	略	略
神奈川県	略	略	神奈川県	略	略	略	略
大阪府	大阪市	二級地					

(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第五条 給料の特別調整額に関する規則（昭和五十一年栃木県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第一（第二条関係） 給料の特別調整額表				別表第一（第二条関係） 給料の特別調整額表			
組織の区分	職	区分	組織の区分	職	区分	略	略
局事務部	略	略	局事務部	略	略	略	略
総務事務所	東京事務所	室長	総務事務所	東京事務所	室長	略	略
総務センター	分室長	七種	総務センター	分室長	七種	略	略
所長	四種		所長	四種		略	略

議会	事務局	略	所 農業振興事務	所 農業振興事務	所長(河内農業振興事務所及び安足農業振興事務所の所長を除く。)	所長(中央児童相談所の所長に限る。)	タ セ ン ソ シ ト ハ ク	健 福 祉 保 神 略
略	課長	略	次長	次長	次長(河内農業振興事務所の経営普及部の部長を除く。)	所長(中央児童相談所の所長を除く。)	四種	三種
略		略				略		略

警察	略	警察署	本部	鐵道警察隊長 犯罪被害者支援室長 施設室長	略
				自動車運転免許試験場	略
				長	略
				自動車運転免許試験場	略
				五種	略
				四種	略
				五種	略
				五種	略

別表第2（第3条関係）

1 行政職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
9 級	一種	114,700円 (知事の事務部局の本庁の部長にあつては、130,300円)
警察	略	
略		

2～6 略

別表第3（第3条関係）

1 行政職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
9 級	一種	99,400円 (知事の事務部局の本庁の部

警察	略	警察署	本部	鐵道警察隊長 犯罪被害者支援室長 施設室長	略
				サイバー犯罪対策室長	略
				自動車運転免許試験場	略
				長	略
				自動車運転免許試験場	略
				五種	略
				五種	略
				五種	略

別表第2（第3条関係）

1 行政職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
9 級	一種	114,700円
警察	略	
略		

2～6 略

別表第3（第3条関係）

1 行政職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
9 級	一種	99,400円

		略	略	長にあつては、112,900円)
		略	略	
2~6	略		略	

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第六号

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料等の支給に関する規則（昭和二十七年栃木県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第10条関係）

扶 養 親 族 届
年 月 日提出

任命権者 様			所 属 名				
			職名		氏 名	印	
職員の給与に関する条例第11条第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます。 (証明書 通添付)							年 月 日 受理
扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居の別 別居	年 収 額 (職業)	異動年月日	届出の事由	年 月 から まで 支給
配偶者 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (該当するものにレ印をすること。)							年 月 日
							認定日 年 月 日
<p>(注) 1 年収額欄には、給与所得のほか、事業所得、不動産所得等の所得があればこれらの種類ごとにその金額を記入する。</p> <p>2 異動年月日欄には、新たに職員となつた者に扶養親族たる要件を具備する者がある場合にその職員となつた日を記入し、職員に扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合又は扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合にそれぞれその事実の生じた日を記入する。</p> <p>3 届出の事由欄には、扶養手当を受ける事実の生じた事由（例えば、婚姻、出生、満60歳以上等）又は扶養手当の支給を受ける事実のなくなった事由（例えば、離婚、死亡等）をそれぞれ記入する。</p>							

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第七号

職員の特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年三月三十日

栃木県人事委員会委員長 五 家

正

職員の特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特地勤務手当等の支給に関する規則（昭和四十六年栃木県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>2 第二条 略 （特地勤務手当の月額）</p>	<p>3 2 第二条 略 （特地勤務手当の月額）</p> <p>一 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。 前項各号に定める日が平成十四年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十四年栃木県条例第七十一号）の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。</p> <p>二 前項各号に定める日が平成十五年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年栃木県条例第四十八号）の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。</p> <p>三 前項各号に定める日が平成十七年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十七年栃木県条例第八十号）の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。</p> <p>四 前項各号に定める日が平成二十一年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員（その日に平成二十一年度減額改定対象職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十一年栃木県条例第五十一号）附則第三項第一号に規定する減額改定対象職員をいう。第二条第三項第一号において同じ。）であ</p>

つた者に限る。) 前項中「受けた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年栃木県条例第五十一号。以下この項において「平成二十二年改正条例」という。)の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定及び平成二十一年改正条例第十条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年栃木県条例第十号)附則第七条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けた」とする。

五 前項各号に定める日が平成二十二年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員(その日に平成二十二年度減額改定対象職員(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年栃木県条例第三十九号)附則第三条第一項第一号に規定する減額改定対象職員をいう。第二条第三項第一号において同じ。)であつた者に限る。)前項中「受けた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年栃木県条例第三十九号。以下の項において「平成二十二年改正条例」という。)の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定及び平成二十二年改正条例第十条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年栃木県条例第十号)附則第七条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けた」とする。

六 前項各号に定める日が平成二十三年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員(その日に平成二十三年度減額改定対象職員(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十三年栃木県条例第三十二号)附則第三条第一項第一号に規定する減額改定対象職員をいう。第二条第二項第三号において同じ。)であつた者に限る。)前項中「受けた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十三年栃木県条例第三十二号。以下の項において「平成二十三年改正条例」という。)の施行の日における平成二十三年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定及び平成二十三年改正条例第五条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年栃木県条例第十号)附則第七条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けた」とする。

3| 次の各号に掲げる職員に対する前項

の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成二年法律第二百十号）第十二条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であつて、前項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であったもの 同項中「受けた給料及び」であるのは、「受けた給料の月額を同日における職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成七年栃木県条例第一号。以下「勤務時間等条例」という。）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けた」と

する。

二 育児短時間勤務職員等であつて、前項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 同項

中「給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と」であるのは、「給料の月額に勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と」と

三 育児短時間勤務職員等であつて、前項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けた給料及び」とあるのは、「受けた給料の月額を同日における勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除し

4| 次の各号に掲げる職員に対する第二項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成二年法律第二百十号）第十二条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であつて、第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であったもの 同項中「受けた給料及び」であるのは、「受けた給料の月額を同日における職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成七年栃木県条例第一号。以下「勤務時間等条例」という。）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けた」と、前項第四号から第六号までの規定により読み替えて適用する第二項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、第一項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 同項（前項第一号から第三号までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と」であるのは、「給料の月額に勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と」と、前項第四号から第六号までの規定により読み替えて適用する第二項中「並びに」とあるのは「に勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする。

三 育児短時間勤務職員等であつて、第一項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けた給料及び」とあるのは、「受けた給料の月額を同日における勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除し

て得た数を乗じて得た額及び同日に受けた」と

する。

(特地勤務手当に準ずる手当)

第三条 略

2 条例第十三条の三第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動又は事務所の移転の日(職員が当該異動によりその日前一年以内に在勤していた事務所に勤務することとなつた場合(人事委員会が定める場合に限る。)には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条において同じ。)に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の上欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる支給割合を乗じて得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に百分の六を乗じて得た額を超えるときは、当該額)とする。

略

備考 別表の2の表に掲げる事務所のうち第四項第一号に掲げる事務所以外の事務所に在勤する職員に対する冬期以外の期間におけるこの表の適用については、当該事務所を準特地事務所とみなす。

て得た数を乗じて得た額及び同日に受けた」と、前項第四号から第六号までの規定により読み替えて適用する第二項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに同日」とする。

(特地勤務手当に準ずる手当)

第三条 略

2 条例第十三条の三第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動又は事務所の移転の日(職員が当該異動によりその日前一年以内に在勤していた事務所に勤務することとなつた場合(人事委員会が定める場合に限る。)には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条において同じ。)に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の上欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる支給割合を乗じて得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に百分の六を乗じて得た額を超えるときは、当該額)とする。

略

備考 別表の2の表に掲げる事務所のうち第五項第一号に掲げる事務所以外の事務所に在勤する職員に対する冬期以外の期間におけるこの表の適用については、当該事務所を準特地事務所とみなす。

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。
一 条例第十三条の三第一項に規定する異動又は事務所の移転の日が平成二十二年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員(その日に平成二十二年度減額改定対象職員であつた者に限る。)前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年栃木県条例第五十二号。以下この項において「平成二十二年改正条例」という。)の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定及び平成二十二年改正条例第十条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十八年栃木県条例第十号)附則第七条の規定によ

3 次の各号に掲げる職員に対する前項

の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、条例第十二条の二第一項に規定する異動又は事務所の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの前項中「受けた給料及び」とあるのは、「受けた給料の月額を同項に規定する異動又は事務所の移転の日における勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及

4 次の各号に掲げる職員に対する第二項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、条例第十二条の二第一項に規定する異動又は事務所の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの第二項中「受けた給料及び」とあるのは、「受けた給料の月額を同項に規定する異動又は事務所の移転の日における勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及

るものとした場合の給料の月額並びに条例第十三条の二第一項に規定する異動又は事務所の移転の日に受けた給料及び」とあるのは、「受けた給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十一年栃木県条例第三十九号）。以下この項における「平成二十一年改正条例」という。）の施行の日における平成二十一年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定及び平成二十一年改正条例第十条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年栃木県条例第十号）附則第七条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに条例第十三条の二第一項に規定する異動又は事務所の移転の日に受けた給料及び」とする。

二 条例第十二条の二第一項に規定する異動又は事務所の移転の日が平成二十三年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員（その日に平成二十二年度減額改定対象職員であつた者に限る。）前項中「受けた給料及び」とあるのは、「受けた給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十三年栃木県条例第三十三号）。以下この項における「平成二十三年改正条例」という。）の施行の日における平成二十三年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定及び平成二十三年改正条例第五条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年栃木県条例第十号）附則第七条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに条例第十三条の二第一項に規定する異動又は事務所の移転の日に受けた給料及び」とする。

び同日に受けた」と

する。

二 育児短時間勤務職員等であつて、条例第十三条の三第一項に規定する異動又は事務所の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの前項中「給料及び扶養手当の月額の合計額に、」とあるのは、「給料の月額に勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額に、」と

する。

三 育児短時間勤務職員等であつて、条例第十三条の三第一項に規定する異動又は事務所の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたものの前項中「受けた給料及び」とあるのは、「受けた給料の月額を同項に規定する異動又は事務所の移転の日における勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けた」と

する。

第四条 略

2 条例第十二条の三第二項の規定により同条第一

び同日に受けた」と、前項各号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに条例第十二条の三第一項に規定する異動又は事務所の移転の日」とあるのは「を条例第十二条の三第一項に規定する異動又は事務所の移転の日における勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、条例第十三条の三第一項に規定する異動又は事務所の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの第二項中「給料及び扶養手当の月額に勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額に、」と、前項各号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに」とあるのは「に勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする。

三 育児短時間勤務職員等であつて、条例第十三条の三第一項に規定する異動又は事務所の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたものの第二項中「受けた給料及び」とあるのは、「受けた給料の月額を同項に規定する異動又は事務所の移転の日における勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けた」と、前項各号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに条例第十二条の三第一項に規定する異動又は事務所の移転の日」とあるのは「を条例第十二条の三第一項に規定する異動又は事務所の移転の日における勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに同日」とする。

第四条 略

2 条例第十二条の三第二項の規定により同条第一

第四条 略

2 条例第十二条の三第二項の規定により同条第一

項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、新たに特地事務所又は準特地事務所に該当することとなつた事務所に在勤する職員でその特地事務所又は準特地事務所に該当することとなつた日（以下「指定日」という。）前三年以内に国家公務員等（条例第十一条の四第二項に規定する国家公務員等をいう。以下同じ。）であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつて当該事務所に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したものとする。

3 条例第十三条の二第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めることによる。

一 国家公務員等であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつて特地事務所又は準特地事務所に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員 当該職員が給料表の適用を受けることとなつた日に特地事務所又は準特地事務所に異動したものとした場合に前条第一項から第三項までの規定により支給されることとなる期間及び額

二 新たに特地事務所又は準特地事務所に該当することとなつた事務所に在勤する職員で指定日前二年以内に当該事務所に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもの 当該職員の指定日前に在勤する事務所が当該異動の日前に特地事務所又は準特地事務所に該当していたものとした場合に前条第一項から第三項までの規定により指定日以後支給されることとなる期間及び額

三 前項に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する事務所が当該職員の給料表の適用を受けることとなつた日前に特地事務所又は準特地事務所に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該事務所に異動したものとした場合に前条第一項から第三項までの規定により指定日以後支給されることとなる期間及び額

4 前項の規定にかかわらず、前条第四項各号に掲げる事務所に在勤する職員には、冬期以外の期間は、条例第十三条の二第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。

項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、新たに特地事務所又は準特地事務所に該当することとなつた事務所に在勤する職員でその特地事務所又は準特地事務所に該当することとなつた日（以下「指定日」という。）前三年以内に国家公務員等

であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつて当該事務所に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したものとする。

3 条例第十三条の二第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めることによる。

一 国家公務員等であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつて特地事務所又は準特地事務所に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員 当該職員が給料表の適用を受けることとなつた日に特地事務所又は準特地事務所に異動したものとした場合に前条第一項から第四項までの規定により支給されることとなる期間及び額

二 新たに特地事務所又は準特地事務所に該当することとなつた事務所に在勤する職員で指定日前二年以内に当該事務所に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもの 当該職員の指定日前に在勤する事務所が当該異動の日前に特地事務所又は準特地事務所に該当していたものとした場合に前条第一項から第四項までの規定により指定日以後支給されることとなる期間及び額

三 前項に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する事務所が当該職員の給料表の適用を受けることとなつた日前に特地事務所又は準特地事務所に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該事務所に異動したものとした場合に前条第一項から第四項までの規定により指定日以後支給されることとなる期間及び額

4 前項の規定にかかわらず、前条第五項各号に掲げる事務所に在勤する職員には、冬期以外の期間は、条例第十三条の二第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第八号

平成十八年給与条例附則第七条の規定による給料に関する規則等を廃止する規則を次のように定める。

平成三十年二月三十日

栃木県人事委員会委員長 五家 正

平成十八年給与条例附則第七条の規定による給料に関する規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 平成十八年給与条例附則第七条の規定による給料に関する規則（平成十八年栃木県人事委員会規則第十号）
- 二 平成二十六年給与条例附則第六条の規定による給料に関する規則（平成二十七年栃木県人事委員会規則第二号）
- 三 平成二十七年勧告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関する規則（平成二十八年栃木県人事委員会規則第一号）
- 四 平成二十八年勧告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関する規則（平成二十八年栃木県人事委員会規則第二十七号）
- 五 平成二十九年勧告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関する規則（平成二十九年栃木県人事委員会規則第十四号）

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第九号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

栃木県人事委員会委員長 五家 正

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年栃木県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第二条関係）				別表（第二条関係）			
組	織	職		組	織	職	
知事部局	本庁	文書学事課	略	知事部局	本庁	文書学事課	略
出先機関	略	略	略	出先機関	略	略	略
東京事務所	次長	室長	分	東京事務所	次長	室長	室長補佐

備考 略	略			県税事務所	総務事務七 所長補佐
	略	相談所	障害者総合 所長補佐	次長	所長補佐
備考 略	略			略	略
	略	略	略	略	所長補佐

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第十号

栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月三十日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年栃木県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第二条関係） 一 市又は町			別表（第二条関係） 一 市又は町		
市又は町	組織	職	市又は町	組織	職
矢板市	議会事務局	事務局長 主幹	矢板市	議会事務局	事務局長
		部長 課長 室長 班長			部長 課長 室長 班長
		幹事 参事 副参事 主幹			幹事 参事 副参事 総務課長補佐兼財政担当
		総務課行政担当			人事担当主幹
		（副主幹）			総務課長補佐兼政策企画担当主幹
		（副主幹）			総務課人事担当主幹
		（副主幹）			総務課長補佐兼政策企画担当主幹
		（副主幹）			（副主幹）

二 二 一部事務組合	略	一部事務組合及び組織		職
略	略	上三川町	略	略
略	略	壬生町	略	略
略	略	塩谷町	略	略
略	略	町長部局	略	略
略	略	町長部局	略	略
略	略	町長部局	略	略
略	略	上三川町	略	略

略	塩谷広域行政組合	略	芳賀郡中部環境衛生事務組合

備考
三 略

1 略
2 この表の組織欄中「農業委員会事務局」とは、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第二十六条第一項に規定する職員により構成される組織をいう。

略	塩谷広域行政組合	略	宇都宮市街地開発組合

備考
三 略

1 略
2 この表の組織欄中「農業委員会事務局」とは、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第二十条第一項に規定する職員により構成される組織をいう。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第十一号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年二月三十日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年栃木県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第1（第2条関係） 1 略 2 法第2条第1項第2号関係 (1) 略 <u>(2) 地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター</u> <u>(3) 略</u> 3・4 略	別表第1（第2条関係） 1 略 2 法第2条第1項第2号関係 (1) 略 <u>(2) 略</u> 3・4 略

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

公 告

栃木県公安委員会規則第一号

栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成三十一年三月三十日

栃木県公安委員会委員長 田 井 佳 子

栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則（昭和三十四年栃木県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第1条関係）

警 察 職 員 定 員 表

本部 警 察 本 部	警 級 等	警 察 職 員 定 員						警 察 官 以 外 の 職 員	合 計
		警 視	警 部	警 部 補	巡 査 部 長	巡 査	計		
警 察 本 部		73	138	510	352	165	1,238	312	1,550
警 察 署		45	111	463	655	917	2,191	152	2,343
合 計		118	249	973	1,007	1,082	3,429	464	3,893

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

栃木県公安委員会規則第三号

栃木県警察本部組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成三十一年三月三十日

栃木県公安委員会委員長 田 井 佳 子

栃木県警察本部組織規則の一部を改正する規則

栃木県警察本部組織規則（昭和三十九年栃木県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（生活安全部の分課）</p> <p>第十五条 生活安全部に次の各課を置く。</p> <p>生活安全企画課</p> <p>少 年 課</p> <p>生活環境課</p> <p>サイバーフィルム対策課</p>	<p>（生活安全部の分課）</p> <p>第十五条 生活安全部に次の各課を置く。</p> <p>生活安全企画課</p> <p>少 年 課</p> <p>生活環境課</p>
<p>（生活環境課）</p> <p>第十八条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 五 略</p>	<p>（生活環境課）</p> <p>第十八条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 五 略</p> <p>七 六 サイバーフィルム対策に関する事務。</p> <p>不正アクセス行為等の取締りに関する事務。</p>

六〇九 略

(サイバー犯罪対策課)

第十八条の二 サイバー犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

一 サイバー犯罪対策に関する事。

二 不正アクセス行為等の取締りに関する事。

三 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他）の作成による記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の解析その他の情報通信の技術を利用する犯罪の取締りのための情報通信の技術支援に関する事。

（交通指導課）

第三十五条 交通指導課においては、次の事務をつかさどる。

一 交通取締りの企画、分析及び指導に関する事。

二・五 略

（警備第一課）

第四十三条 警備第一課においては、次の事務をつかさどる。

一・二 略

三 警備犯罪の捜査に関する事。

四・五 略

（警備第二課）

第四十四条 警備第二課においては、次の事務をつかさどる。

一 警備方針の策定及びその実施に関する事。

二・七 略

八 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他）の作成による記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の解析その他の情報通信の技術を利用する犯罪の取締りのための情報通信の技術支援に関する事。

(サイバー犯罪対策室)

第十八条の二 生活環境課にサイバー犯罪対策室を附置する。

2 サイバー犯罪対策室においては、前条第六号から第八号までに掲げる事務を行う。

（交通指導課）

第三十五条 交通指導課においては、次の事務をつかさどる。

一 交通取締りの企画、分析及び指導に関する事。

二・五 略

（警備第一課）

第四十三条 警備第一課においては、次の事務をつかさどる。

一・二 略

三 警備犯罪の捜査に関する事。（警備第一課の所掌に属するものを除く。）

四・五 略

（警備第二課）

第四十四条 警備第二課においては、次の事務をつかさどる。

一 警備方針の策定及びその実施並びに警備実施に関する事。

二・七 略

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

栃木県公安委員会規則第四号

栃木県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月三十日

栃木県公安委員会委員長

由 井 佳 子

栃木県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第一（第二条、第六条関係）生活安全部長専決事項		別表第一（第二条、第六条関係）生活安全部長専決事項	
一〇七十六 略	事務内容及び根拠（関係）規定 公安委員会への報告	一〇七十六 略	事務内容及び根拠（関係）規定 公安委員会への報告
七十七～百三 略	百四 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十二条の三第一項の規定による核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令第八条第三項に規定する報告書の受理	七十七～百四 略	事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）第十一条の規定による報告の徴収
百五～百八 略	百九 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十二条の一の規定による放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令第五条第三項に規定する報告書の受理	百六～百九 略	百五 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十二条の三第一項及び核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令第八条の規定による報告の徴収
百十 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第四十二条第一項及び放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令第六条の規定による報告の徴収	百十 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第四十二条第一項及び放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令第五条の規定による報告の徴収	百十一～百二十一 略	百十一～百二十一 略

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

栃木県公安委員会規則第五号

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

栃木県公安委員会委員長 白井佳子

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

栃木県道路交通法施行細則(昭和四十七年栃木県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第四(第十条の一関係)					別表第四(第十条の一関係)				
番号	路線名	区間	番号	路線名	区間	番号	路線名	区間	
一〇六十七	市道(宇都宮市)三百一 号線	宇都宮市平出工業団地五 十九番一から同市平出工 業団地五十九番一まで	一〇六十七	市道(宇都宮市)三百一 号線	宇都宮市平出工業団地五 十九番一から同市平出工 業団地五十九番一まで	一〇六十七	市道(宇都宮市)三百一 号線	宇都宮市平出工業団地五 十九番一から同市平出工 業団地五十九番一まで	
六十八	市道(栃木市)二千三 号線	栃木市仲方町百六十六番 三から同市千塚町千七百三 二十八番まで	六十八	市道(栃木市)二千三 号線	栃木市仲方町百六十六番 三から同市千塚町千七百三 二十八番まで	六十八	市道(栃木市)二千三 号線	栃木市仲方町百六十六番 三から同市千塚町千七百三 二十八番まで	
七十七	市道(栃木市)一万四 号線	栃木市千塚町千七百三十一 二番から同市千塚町千七百 八十八番まで	七十七	市道(栃木市)二千三 号線	栃木市千塚町千七百三十一 二番から同市千塚町千七百 八十八番まで	七十七	市道(栃木市)二千三 号線	栃木市千塚町千七百三十一 二番から同市千塚町千七百 八十八番まで	
九	市道(栃木市)二千一百一 号線	栃木市千塚町千七百三十一 二番から同市千塚町千七百 八十八番まで	九	市道(栃木市)二千一百一 号線	栃木市千塚町千七百三十一 二番から同市千塚町千七百 八十八番まで	九	市道(栃木市)二千一百一 号線	栃木市千塚町千七百三十一 二番から同市千塚町千七百 八十八番まで	
七八	市道(栃木市)二千一百一 号線	栃木市千塚町千七百三十一 二番から同市千塚町千七百 八十八番まで	七八	市道(栃木市)二千一百一 号線	栃木市千塚町千七百三十一 二番から同市千塚町千七百 八十八番まで	七八	市道(栃木市)二千一百一 号線	栃木市千塚町千七百三十一 二番から同市千塚町千七百 八十八番まで	
八十七	市道(栃木市)二千一百一 号線	栃木市千塚町千七百三十一 二番から同市千塚町千七百 八十八番まで	八十七	市道(栃木市)二千一百一 号線	栃木市千塚町千七百三十一 二番から同市千塚町千七百 八十八番まで	八十七	市道(栃木市)二千一百一 号線	栃木市千塚町千七百三十一 二番から同市千塚町千七百 八十八番まで	

九十三	の三	の二	の一	九十二	九十一	九十	八十九	八十八	
	市道(栃木) 千一百六十 九号線	市道(栃木) 二千一百 二号線	市道(栃木) 市)六万二 市)	市道(栃木) 市)一千五百 四号線	市道(栃木) 市)一千五百 七号線	市道(栃木) 市)一千四十 七号線	市道(栃木) 市)三千二 千三百号線	市道(栃木) 市)一千四十 七号線	二十一号線
略	で	で	で	で	で	略	略	略	
	市)九十五番二から同市岩舟 町曲ヶ島一千五十八番ま	市)九十五番三から同市岩舟 町曲ヶ島三百九十五番ま	市)九十五番五から同市岩舟 町曲ヶ島一千五百九十九番ま	市)四十九番五から同市岩舟 町曲ヶ島一千九百五十九番ま	市)一千五百 一まで	略	略	略	
九十三				九十二	九十一	九十	八十九	八十八	七号線
				市)一千五百 九十五号線	市)一千二百 八十八号線	市道(栃木) 市)一千二百 六十号線	市道(栃木) 市)一千三百 三十四号線	市道(栃木) 市)一千三十 九号線	
略				で	で	略	略	略	
	ま	ま	ま	ま	ま	略	略	略	

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

警 察 本 部

栃木県警察本部訓令甲第一号

栃木県警察文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

拓也 坂口

栃木県警察文書取扱規程の一部を改正する訓令

栃木県警察文書取扱規程（平成十二年栃木県警察本部訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
<p>別表第3（第30条、第31条関係）</p> <p>1 本部所属の記号</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>本部所属名</th><th>記号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">生活安全部</td><td>略</td></tr> <tr> <td>生活環境課</td></tr> <tr> <td>サイバー犯罪対策課</td><td>栃サ対</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>2・3 略</p>	本部所属名	記号	略		生活安全部	略	生活環境課	サイバー犯罪対策課	栃サ対	略		<p>別表第3（第30条、第31条関係）</p> <p>1 本部所属の記号</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>本部所属名</th><th>記号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">生活安全部</td><td>略</td></tr> <tr> <td>生活環境課</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>2・3 略</p>	本部所属名	記号	略		生活安全部	略	生活環境課	略	
本部所属名	記号																				
略																					
生活安全部	略																				
	生活環境課																				
サイバー犯罪対策課	栃サ対																				
略																					
本部所属名	記号																				
略																					
生活安全部	略																				
	生活環境課																				
略																					

附 則

本訓令は、平成30年4月1日から施行する。